

【健康推進委員設置要綱】

1. 目的

健康推進委員制度を設け、所属事業所の被保険者及びその被扶養者の健康の保持増進のため、健康保険組合が行う疾病予防を中心とする保健事業に、積極的に参加することを奨励していただくとともに、健康保険組合・事業主及び被保険者間の緊密な連携により、保健事業の有効かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

2. 委員数

各事業所に1名の健康推進委員を置く。

3. 資格

各事業所に所属する被保険者とし、事業主が健康推進委員として適任と認めた者。

4. 委嘱

各事業所の事業主から健康推進委員として推薦があった者を、理事長が委嘱する。

5. 業務

健康推進委員は、健康保険組合・事業主との緊密な連携のもとに、その所属する事業所の被保険者・被扶養者に対し健康の保持増進のために次の業務を行う。

- ア、従業員の健康づくりを支援する。
- イ、職場の健康管理の推進をはかる。
- ウ、健康保険組合が行う各種健康管理事業に積極的に協力する。
- エ、健康保険組合から案内される健康に関する情報を周知する。
- オ、健康保険組合が開催する各種講習会等に積極的に参加する。

6. 秘密の保持

健康推進委員は、その業務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

令和2年7月1日施行

健康保険 事業所記号	
---------------	--

令和 年 月 日

東京電子機械工業健康保険組合
理 事 長 殿

事業所所在地
事業所名称
事業主の氏名

健康推進委員推薦書

健康推進委員として適任と認め推薦いたします。

被保険者番号		所属部署 (役職等)	
ふりがな			
氏名			
生年月日	昭和・平成 年 月 日		